

川崎市上下水道局規程第44号

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

令和7年12月24日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥滋之

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規
程

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和46年川崎市水道
局規程第29号）の一部を次のように改正する。

別表危険作業手当（水道事業及び工業用水道事業）の部従事した日1日につ
きの款乙額 280円の項中「水道水質課」を「水管理センターの水道水質担
当」に、汚泥処理業務等手当の部従事した日1日につきの款乙額 500円の
項中「入江崎総合スラッジセンター管理係」を「入江崎総合スラッジセンター
汚泥・水質係」に、「下水道事務所管理課」を「下水道事務所の管理担当」に
、災害応急作業等派遣手当の部従事した日1日につきの款中「910円」を「
1,080円」に、「1,820円」を「2,160円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年12月24日から施行する。